

三重県入札等監視委員会運営要領

本要領は、三重県入札等監視委員会条例第8条に基づき、必要な事項を定めるものとする。

第1 入札等監視委員会

1 委員として選任できない者

建設会社の顧問等特定の密接な関係にある者は、任命してはならない。

なお、任期中に特定の建設会社と密接な関係にある者となる場合は、速やかに委員の解任を行う。

2 委員の公表

入札等監視委員会は、委員の氏名及び職業の公表を行う。

3 委員会の非公開

三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）第7条第1項に規定する非公開情報が含まれる事項について審議する委員会は、非公開とする。

第2 定例会議及び臨時会議（条例第2条第1号関係）

1 定例会議

（1）会議の開催

定例会議は、原則として3か月に1回開催する。

（2）会議への提出資料

原則として会議開催の前々月以前3か月間に県が発注した工事に係る発注工事総括表（別記様式1）、入札方式別発注工事一覧表（別記様式2）、入札参加資格停止等の運用状況一覧表（別記様式3）、低入札調査一覧表（別記様式4）、談合情報一覧表（別記様式5）及び1者入札契約一覧表（別記様式8）を提出して行うものとし、発注工事については、次の方式区分ごとに整理する。

① 一般競争入札方式

② 指名競争入札方式

③ 随意契約方式

（3）抽出

ア 審議の対象となる事案の抽出

会議において審議の対象となる事案の抽出は、前記の入札方式別発注工事一覧表の中から、入札・契約方式別に、委員により事前に無作為の方法で行うものとする。

イ 抽出事案の説明

入札・契約手続きの透明性のより一層の確保の観点から、審議する抽出事案の件数を可能な限り増やすこととするため、抽出事案の説明については、抽出事案説明書（別記様式6）をもとに必要最小限の資料に基づき行う等、審議の効率化を図る。

(4) 審議及び意見の具申

会議は、入札及び契約の過程並びに契約の内容について審議し、改善事項等があると認める時は、意見の具申を行う。

2 臨時会議

(1) 会議の開催

入札及び契約の過程並びに契約の内容について、審議が必要な案件が生じた場合は、随時開催する。

第3 再苦情処理会議 (条例第2条第2号関係)

1 会議の開催

再苦情処理会議は、必要に応じ開催する。

2 再苦情の申立て

(1) 再苦情の申立てができる旨の教示

工事を発注する機関の長(以下「発注機関の長」という)は、次に掲げる者に係る苦情の処理を行う場合に、再苦情を申し立てができる旨を相手方に対して教示しなければならない。

再苦情の申立は、苦情の処理の回答が行われてから7日(三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日(以下「休日」という。))を除く。)以内に、知事に対して、書面(別記様式7)により行わなければならない旨を明示する。

① 一般競争入札

当該入札の競争参加資格の確認の結果、当該参加資格を認められなかったことに対して不服がある者

② 指名競争入札

県入札参加資格者名簿において当該入札と同一の工事種別又は業種種別に登録がある有資格業者のうち、当該入札に参加できる者として指名されなかったことに対して不服がある者

③ 随意契約

当該契約と同一の工事種別に対応する建設業法の建設工事の種類について建設業の許可を有する者又は当該契約と同一の業種種別にかかる有資格者で、当該契約の相手方として選定されなかった理由に対して不服がある者

④ その他、当該入札に参加した者のうち、当該入札手続き等に不服がある者

(2) 再苦情の申立てができる者

前記(1)に掲げる苦情の申立てを行った者であって、発注者である発注機関の長が回答を行った書面による説明に対して不服がある者は、知事に対して再苦情の申立てを行うことができる。

(3) 再苦情の申立ての却下

再苦情の申立てがあった場合、知事は、委員会に審議を依頼するものとする

る。

ただし、知事は、前記（２）に定める申立要件に該当する者でないこと、申立て期間が経過していること、所定の事項の記載のある書面による申立てが行われていないことその他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、その申立てを却下することができる。

（４）再苦情の申立ての処理

前記（３）に定める再苦情の申立ての却下は、申立ての書面を受け取った日の翌日から起算して７日（休日を除く。）以内に、申立者にその旨を通知しなければならない。また、申立ての却下の通知を行った場合は、速やかに再苦情申立書と却下の通知書の公表を閲覧で行う。

３ 再苦情の処理

（１）再苦情処理会議及び意見書の公表

委員会は、再苦情処理に係る審議を終えた時には意見書を作成し、再苦情処理に係る申立てがあった日から概ね５０日（休日を含む。）以内に知事に報告を行うこととする。このため、定例会議の日程も斟酌した上で、迅速な審議が行われるよう留意する。

この再苦情処理会議においては、申立人及び発注機関の長から書面の提出その他委員会が必要と認める方法により、審議が行われるものとする。

委員会は、意見書の公表を閲覧により行う。

（２）再苦情に対する回答とその公表

知事は、再苦情の審議を終えた委員会から報告がなされたときは、その翌日から７日（休日を除く。）以内に、申立者に対してその結果を回答するものとする。

この場合において、申立てが認められなかったときはその旨を、申立てが認められた旨及びこれに伴い発注機関の長が講じようとする措置の概要を再苦情申立者に対し明らかにする。

また、知事は、審議の結果の通知（以下「審議結果通知書」という。）を行った場合は、速やかに再苦情申立書とともに審議結果通知書の公表を閲覧により行う。

（３）入札手続きの執行

再苦情の申立ては、原則として、入札手続きの執行を妨げるものではないことに留意する。

第４ 入札制度改善会議（条例第２条第３号関係）

１ 会議の開催

入札制度改善会議は、必要に応じ開催する。

2 審議及び意見の具申

会議は、入札制度について審議し、改善事項等があると認める時は、意見の具申を行う。

第5 議事概要の作成及び公表

定例会議、臨時会議、再苦情処理会議及び入札制度改善会議に係る議事概要については、速やかに作成し閲覧により公表を行う。

第6 適用時期

- 1 この要領は、平成14年 9月 3日から施行する。
- 2 この要領は、平成19年11月19日から施行する。
- 3 この要領は、平成24年12月11日から施行する。
- 4 この要領は、平成30年 6月 5日から施行する。
- 5 この要領は、令和元年11月 1日から施行する。